

平成25年2月定例会 県土整備委員会(付託)
平成25年3月5日(火)
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時35分)

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①)

- 議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第68号 平成24年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算(第1号)

【報告事項】なし

納田危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。お手元にお配りしております、県土整備委員会説明資料(その3)によりまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計補正予算についてでございます。

まず、資料の1ページをお開きください。平成24年度一般会計・特別会計予算についてであります。まず、一般会計予算についてでございますが、補正予算の総額は、総括表の左から3列目、補正額欄の計に記載のとおり9,737万8,000円の減額補正でありまして、補正後の予算額は25億4,551万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。特別会計予算についてでございますが、都市用水・水源費負担金・特別会計として、296万1,000円の減額補正を計上いたしております。

続きまして、3ページをごらんください。課別に補正の主な事項について、その概要を御説明申し上げます。まず、危機管理政策課でございます。昨年4月の組織改編に伴いまして、安全衛生課に計上されました職員給与費を、主管課である危機管理政策課に再計上するための、環境衛生総務費における、摘要欄①給与費の増額などによりまして、危機管理政策課全体で8,964万円の増額補正を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。南海地震防災課でございます。防災総務費の摘要欄②総合情報通信ネットワークシステム運営費における、総合情報通信ネットワークシステ

ム再整備事業の委託料の請差などによりまして、南海地震防災課全体で2,090万円の減額補正を計上いたしております。

5ページをごらんください。消防保安課でございます。消防指導費の摘要欄の①消防指導費における、消防救急デジタル無線整備事業の委託料の請け差などによりまして、消防保安課全体で、9,288万9,000円の減額補正を計上いたしております。

6ページをごらんください。安全衛生課でございます。先ほど、危機管理政策課で御説明しましたとおり、給与費を主管課に再計上するため、環境衛生総務費における、摘要欄①給与費の減額などによりまして、安全衛生課全体で7,322万9,000円の減額補正を計上いたしております。

7ページをごらんください。特別会計予算についてでございますが、早明浦ダム及び旧吉野川河口堰の管理に関する負担金の精算によりまして、都市用水水源費負担金特別会計として、296万1,000円の減額補正を計上いたしております。

8ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。現在、作業を進めております南海トラフ巨大地震による被害想定調査を行う地震動被害想定調査事業につきましては、国の被害想定の手法のすべてがいまだ示されていないことから、繰り越しをお願いするものでございます。この事業などによりまして、南海地震防災課全体で、5,968万9,000円の繰越を計上いたしております。今後、国からの想定手法が示され次第、速やかに本県の被害想定を作成を行いたいと考えております。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

笠井委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

黒川委員

今、部長から御説明がありました消防保安課の話で、消防指導費が9,689万4,000円の減額で請差ということだったのですが、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

松本消防保安課長

黒川委員から消防救急デジタル無線の実施設計の請差についての御質問でございますが、この消防救急デジタル無線設備にかかる実施設計業務につきましては、徳島県の消防長会からの御要望によりまして、県内の消防本部から委託を受けて、今年度、県において県域で一括をして実施をいたしました。業務委託の状況につきましては、一般競争入札を実施いたしまして、平成24年7月に委託契約を締結しており、今年度内に業務が完了することとなっております。

この実施設計業務の当初予算額2億円をお認めいただいておりますが、これについま

しては、平成21年度に各消防本部等が個別に業務委託をした場合の所要額で見積もっていたものでございます。県において一括して実施することによって、資機材等の共通化や諸経費の削減を図り、落札額が約1億300万円と約50%半分ぐらいになっております。これが請差となってございまして各消防本部の削減が図られたものと考えております。以上でございます。

黒川委員

各消防本部が入札するより安くできるということで、県が一括して発注した結果、9,689万4,000円の請負差額が補正額として出たということではありますが、工事は大体完了したんですか。

松本消防保安課長

デジタル化に係る整備工事の御質問でございますが、今年度内に実施設計が仕上がりまして、それを各消防本部にお示しして各消防本部ごとに平成25年度、平成26年度等々、順次整備工事にかかっていくということになってございます。

黒川委員

三好の管内でいうと当初の正規計画から比べてどのぐらい安くなったのですか。

松本消防保安課長

デジタル化にかかる実施設計については、今、最終段階の精査中でございますが、大体概算でみよし広域連合消防本部にかかる分に関しましては、当初の10億円が7億5,000万ということで、約30%の減になってございます。

黒川委員

最初10億円ぐらいかかる予定だったものが、7億5,000万、75%ということですね。各消防本部は13だったか……。

松本消防保安課長

県下の消防本部は12でございます。

黒川委員

12の消防本部で9,689万4,000円安くなるということではありますが、これを受けて、もっと具体化してみよし広域連合はどのような手順になるのですか。

松本消防保安課長

今年度仕上がる実施設計に基づいて、各消防本部ごとに整備にかかられると思います。今後、共通波に関しましては補助が来ますので、その補助金を使ったり。あと起債につい

て、財源をどうするか県とも協働、連携して協議をさせていただき、各消防本部ごとに整備にかかっていたかどうかということになってございます。また、みよし広域が何年度から取りかかって何年度に終了するという事は、まだ具体的にはお聞きしておりません。

黒川委員

共通波については、県や国からの補助金はあるのですが、共通波でない部分については単独で予算計上しないといけないということになります。デジタル化については、国が電波法の改正で始めたことですが、国からの支援というのですか、そうした動きはどうか。

松本消防保安課長

デジタル化に係る国の財政支援措置等についての御質問でございます。補助金につきましては、共通波に係る部分がございますが、活動波につきましても国に対して、県から政策提言等を通じて要望はしてございます。それと、起債についても継続して活用できるよう国に対しても政策提言してございます。

黒川委員

現場の話を見ると、共通波と活動波を鮮明に分けるのは、非常にデリケートで難しい。確かにみよし広域では、活動波で動くけれど、少し離れると共通波ということになるのですが、きれいに水と油みたいになるわけではないんですね。

そのような意味で、全体で一括して発注したことによって、当初の計画の75%ぐらいで安くできたということは大変うれしいことです。活動波に対しては、国へ対していろいろ動いていただいているので結構なのですが、もう一つの課題は、現場でデジタル化によって活動波と共通波の鉄塔をどこへ建てるか、救急と消防については火を消しに行くのについてはプロでありますけど、このデジタルの問題については承知した人が少ないという問題がありまして、このあたりのサポートについてはいかがですか。

松本消防保安課長

今年度、実施設計を県域を一括して行いまして、その設計をするに当たりまして、現場の意見、消防本部等の意見等を踏まえまして、委託をした設計業者のほうで適切な鉄塔の位置等を決めております。以上でございます。

黒川委員

消防保安課長も頻繁に異動がありますが、ましてや現場のほうもそちらのほうに得意とする人ばかりではありませんし、12消防本部でもそれぞれ技術的な差異があるのが実態でありますので、ぜひそのあたりについてもサポートをしっかりとしてほしいなど、補助金に対する財源的な裏付けもそうですが、技術援助もぜひお願いしておきたいと思っております。答弁はおりませんので。

それでは、次に、昨日県土整備のほうでも、三好市山城町における白川谷川の山腹崩壊について、深層崩壊が起こった場合には、5万立方メートルの崩落があり、そこに河道閉塞という問題が発生するのではないかということを確認をさせていただきました。白川谷川には山城町の40%くらいを占める世帯が利用する川口簡易水道があります。この上流域には四国電力の取水堰堤があり、この水を導水トンネルで導いて、白川発電所で300キロワットくらいの発電を起こしているのですが、7年前に崩壊が始まってから、現在は発電をとめているんですね。そのような状況で、今でもこの簡易水道は濁りが出ている。私が上から見たところ、もともと10メートルぐらいの川幅があったように思うのですが、今は1メートルあるかないかというぐらいのところまでできています。さらに高さ80メートルぐらいが崩落してきているのですが、そこから50メートルくらい上がったところには、クラックが入っているという話もお聞きするわけでありまして。河道閉塞の問題が出てきたときに、この簡易水道の水利権も関連するのですが、こうした問題を非常に心配しているわけでございます。吉野川であれば、1級河川は国管理でありますからそのところがネックになるわけですが、白川谷は県管理の河川であり、水利権の問題は県管理ということで少し話はしやすいのではないかと思います。この問題についてはどのようにとらえていますか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

白川谷川の崩落の件で、御質問をいただきました。黒川委員がおっしゃられるように河口崩落場所の下500メートルのところに川口簡易水道の取水口がございます。三好市の担当の方からも2月中ごろに白川谷川が濁る回数がふえてきたということで連絡をいただいております。また、三好市と簡易水道の取水口の移設について検討を進めております。また、水の濁りを排除するためにも凝集剤なども使いながら断水が起こらないように対応してございます。先ほど取水口の移設について、四国電力との水利権の関係についてお話がございましたけれども、関係課とも協議を進めながら、取水口の暫定移設について速やかに法手続きを進めていけるよう、三好市に対して助言、指導をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

黒川委員

河道閉塞になった場合、四国電力の取水堰堤も水の中に入っていく可能性があります。現地は、取水堰堤から水力発電までの距離が1キロくらいしかない所で80メートル近くの落差があるという、水力発電では最高の条件で、白川ダム、白川発電所は動いてきたわけです。そんな中で川口簡易水道や三好市の簡易水道からずっとその崩落より上流のほうで四国電力が取水堰堤で水利権を持っているということになるわけでありまして、その四国電力の水利権と三好市の水利権との関係で言えば、上流に四国電力の水利権があり、下流域に川口簡易水道の水利権があるということでありまして、この崩落が河道閉塞になった場合に川口簡易水道を維持しようとしたら四国電力のその取水堰堤よりさらに上流のところに導水用のパイプを埋設するということになるのですが、そのところの四国電力との

関係を多少心配しております。直接的には担当は県土整備のほうになるんですが、そのあたりは横断的な中で県が差配している水利権ということになっていきますから、先ほど言った吉野川と違ったというところに少し安堵するところがあるのですが、このことについて、もう少し丁寧にお答えいただけますか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

四国電力の水利権と移設の際の川口簡水との水利権の関係ということでございますけれども、関係課からは河川上の手続きをする際に四国電力からの同意を受ける必要があるということ聞いております。今、三好市におきましては、四国電力と協議に入っていると聞いております。いずれにいたしましても、今回暫定的に取水口を移設する場合につきましては、関係課及び三好市も含めて情報を共有し、迅速な対応及び飲料水の確保に向けしっかりと対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

黒川委員

四国電力も今、発電を停止しています。再開するまでトンネルをどうするか、導水管をどうするかという経費や時間の関係もあるわけですが。そうは言っても水道の場合には、待ってはられないという状況で、現場は動いています。県が持っている水利権の管轄、それと今そのような状況の中で四国電力はたまたま発電していない、水道はその上流に水を引くための導水パイプをどうするかということになろうかと思っておりますから、このあたりも水も待ってくれないですからね。河道閉塞したあとではなくて、河道閉塞する前にどのように導水パイプを敷設するか、どういうようにしていくかということが急がれるわけです。このところは人口で1,700人ぐらいだったか、世帯数では700か800ぐらいありますので、山城町の圧倒的な人口所帯を占めるところが川口簡易水道になっているということで、水利権は聞くところによると10年間ということではありますが、そのような状況の中で、三好市も動いていますから、県もぜひこの問題についてしっかり対応していただきたいなど。三好市は窓口はこちらになるのですか。

福井県民くらし安全局長

ただいま黒川委員さんから白川谷川の山腹崩壊に伴う川口簡易水道への懸念について御質問がございました。川口簡易水道の給水人口につきましては、1,524名。給水戸数にいたしましては695戸ということでございます。非常に大きな水量を必要とする水源でございます。現在も現地に立ち入りいたしますと大きな岩が崩落をしている状況で、山腹が動いているということは十分承知いたしております。かといって給水を止めるわけにはいきませんので、今の給水をどう確保していくのか、現在、三好市、徳島市、鳴門市での応急給水システムの準備を進めているところでございます。それから一方では四国電力の取水口が崩落の上流部で10メートルあるかないかぐらいだと思っておりますが、そこまで河道閉塞を起こしますと水没してしまうこととなります。それから堰堤から上流部というのは流れが非常に緩やかな状況になっております。そのあたりも含めまして、どこにポジションを

とるかということで、三好市が先月の末から検討されております。

県といたしましては、水利権の問題もございますので、西部総合県民局、県土整備部、危機管理部、三好市の4者が十分情報共有を図りながら住民の皆様方への不安を払拭させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

黒川委員

御丁寧な答弁いただきました。そういった山腹崩壊をどう止めるかという問題については、県土整備部であります。水道については危機管理部県民くらし安全局の福井局長から御答弁いただきました。そういった面で危機管理部県民くらし安全局安全衛生課篠原課長のところで話をすれば、大体そういったことはすでに話ができるということで、ぜひ4者がしっかりタッグを組んでお願いしておきたい。これは本当に2、3日待ってくれという話にはなりませんので。片一方の山腹崩壊している状況を、カメラや伸縮計等で事態の推移を見ながら、どうすればいいか対応を今考えるしかないですね。どうにもこうにもならない、だからそのあたりは昨日も話したわけですが、県土整備部も水道についてはもういつときも時間をロスにすることはできないということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、フグ処理に関する条例制定が出ていますね、これは、七、八年ぐらい前に私が決算認定委員だったか、その当時、フグの問題を取り上げたことがあります。香川県でフグの調理師の免許を持っている人が徳島県のかんぼの宿へフグの料理に来たら徳島県ではフグの調理はできないという問題がありました。フグに香川県のフグと徳島県のフグとで違いがあるから調理ができないのかということを確認したことがありました。このフグの処理に関する条例というのは、全国全部ネットしているのではないと思いますが、これによって香川県にいる調理師が徳島へ来てもフグの調理ができるようになったという認識でよいのですか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

フグの条例に関する御質問でございますけれども、フグにつきましては有毒な部位があるということで、食品衛生法上未処理では販売できないということになっております。処理にあたって各県では要領または条例によってその安全性を確保してきております。本県では委員御指摘のように徳島県フグの処理等に関する要領で、講習会によってフグの処理者を位置づけております。一方、香川県を含め、全国では条例でフグ処理免許を与えて対応しているところもございます。

今回の条例につきましては、免許制度でなかった今までの要領を免許制度にして全国でもこの資格が通じるようにしたいということ、もう一つは、不適正な事業者が発生した場合にこれまでは要領でありましたので、条例により対応したいということもございます。今回、条例に基づく免許制度を定め、試験をして、その後、講習を受けて免許を取得するというようにしてございます。香川県から前回要領のときにも講習を受けてということで

ございましたけれども、今回の条例の中にも免許の試験を受けて免許申請の前にも講習を受けていただくというシステムになってございます。以上でございます。

黒川委員

私が7年ぐらい前に香川県のフグ調理をする人が徳島県に来たら調理ができないと言ったが、今度、要領から条例化した場合、免許制度を設けて試験をすることになった場合に、7年前の状況と今度条例が通った場合に免許をもらったらどれだけの差があるかということを知りやすく教えてください。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

位置づけ的には免許ということで全国同じになるのですが、香川県も免許制度です。ただ、徳島県では免許の申請の際に講習を受けていただいて免許申請ということになります。これまでは年に1回の講習ということだったのですが、今は免許の申請のたびに講習を受けて、免許申請していただくということで、講習を受けるという点では変わりませんが、免許については各県条例制定しているところにつきましては、申請に行くと徳島県から行く場合は通じる、講習制度を設けてないところは通じると、徳島県で例えば香川県の方が来ていただくときには試験は必要ないですが、講習を受けていただいて免許申請をしていただくという制度になってございます。以上でございます。

黒川委員

そうしたら、免許制度がなく、まだ要領によって実施しているところがありますよね。47都道府県のうち半分ぐらい。条例化して免許制度になってないところ。これに該当するところについては以前の状況と一緒になるのですか。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

要領制定の県から徳島県に来られる場合につきましては、徳島県で試験を受けていただくこととなります。今回県の条例が通りましたら試験を受けていただいて、試験に通ったあと講習を受けていただいて免許を申請していただくこととなります。逆に、徳島県の方が県外に行くときには、この条例が通りましたら各県に通知をいたしまして、免許制度になりましたということで、そのまま資格が通用するようなことで通知させていただくという対応をしてまいりたいと思っております。

黒川委員

47都道府県のうち半分は要領。東日本ではほとんど要領になっていますね。和歌山や兵庫県も要領ですね。そうしたら、兵庫県に行った場合は……。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

講習実施を要領で定めている県もございます。例えば、徳島県も現在は要領ですので、

実地試験と講習を受けていただいて、フグ調理師になることができるのですが、今回は免許制度ですので、全国では20県ほどが条例で免許制度にしておりますが、その20県に行く場合については申請だけでおると、試験受けなくてもおります。あとの要領で定めているところにつきましても、試験制度ですので通用するよとということ、徳島県はこういう制度にしましたということ、そこで認めていただいてということになります。

黒川委員

これは要領が悪いですね。グローバルというのか、全国47都道府県が同じように通用しなければ、試験制度してないところと要領でいくところと、47都道府県のうちの条例化できたところとできてないところね、今まで通り旧態依然でいくそんな問題がある。例えばフグの試験受けるにしても関西広域連合でフグの料理の調理師の免許を取るといってもおられませんね、これは。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

先ほども申しましたように、各県でいろいろと、条例のところ、要領のところございましてなかなか一律にいかないところがございまして。あと試験の制度も実地があるところ、講習だけで終わるところがございまして、それも各自治体の長の判断で、フグ処理について位置づけしております。今まで徳島県でしか通用しなかったものを条例制定されるころ、また要領で定めているところにつきましても、徳島県で免許を持っている者が通じるような制度にしていきたいということ、考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

黒川委員

関西広域連合でもこのフグの免許制度は導入できないと聞いていたわけ、要領でいくということ、今のところ兵庫県や和歌山県は該当してないんですね。そういう意味で考えると、47都道府県で半分ぐらいしか条例化していないという話もお聞きしてますから、この問題について、統一すべきだという意味もありまして、質問させていただきましたが、しっかり全国ネットでいけるような方法を、ぜひ呼びかけてほしいし、そんなに難しいことではないと思いますので、もっと合理的にやってほしいなということ、申し上げて終わります。

長尾委員

本会議で地籍調査について質問いたしました。それで政策監がトップとなって、所管である農林水産部並びに県土整備部そして当危機管理部、部を超えた取り組みとして市町村などでも水深が2メートル、さらには活断層といった地籍調査が大変遅れているところについて、民間の土地家屋調査士会、測量のコンサルタント等の力も得て、早急に進めてほしいと御提案させていただいて、政策監がトップになってやるということ、ございました。

その中で当危機管理部としては、どのような取り組みをしようとするのか教えていただきたいと思います。昨日も県土整備部でこのことを質問して用地対策課の課長から県土整備部としては2つの視点で取り組みたいということだったのですが、危機管理部としてはどのような取り組みというか、何を当局としてしようと考えているか、あれば教えていただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

地籍調査につきましては、2月25日の議会におきまして政策監をトップに関係部局、市町村それから民間の土地家屋調査士会などの専門家が協力して早急に進めていくということで、まず2月28日に、農林水産部、危機管理部、県土整備部が集まりまして問題点の抽出でありますとか、そういう工程でしております。私どもの部といたしましては、防災減災対策、市町村におきましては復旧まで見込んだ地域づくりの上で、やはり地籍調査が非常に重要だと考えております。また、津波の水深計画が、防災上非常に重要だという観点から、市町村ともそういったことを話し合いながら進めていきたいと考えております。まずそれぞれ農林水産部が中心の所管課でございますが、危機管理部も所管課だということで防災の観点から連携して進めていきたいと考えております。

長尾委員

市町村でありますけれども危機管理部南海地震対策課から見て具体的にいえば、どの市町村からこれは急ぐべきだというふうに考えていますか。

楠本南海地震防災課長

まず農林水産部で重点的に進めているのが、津波で甚大なる被害を受ける浸水エリアです。やはり私どもは防災の観点から、特に県南部において、津波による被害が想定されるということで、県土整備部、農林水産部ともどういうふうに工程を進めていくかお互いに話し合いながら進めていきたいと考えております。

長尾委員

28日に早速打ち合わせをしたということでありまして、これは結構なお話だと思うのですが、そういう中で要するに予算が平成25年度、平成26年度に強化期間として取り組むということでもあります。それで1、2、3という順番で従来の農林水産部の3番目のところだけけれども、今回の計上されている予算の中で半分が従来の3番目のいわゆる農林であると、あとの半分が、1、2の対象の市町村という説明を受けてるのですが、前より半々なのですね。1、2に対して半分の予算、この予算割というのでしょうか、半々の予算でいいのかどうか、つまりその従来の農林の感覚で組んでいる予算の上に新たに危機管理上でそういった地籍を進める予算として半分というのが、本当にこの危機管理上早くやらなくてはならないという意味で組んだ予算として、適正なのかどうか、私もわからないところがあるのですが、本当にこれが理想というのであれば、1、2のところ例えば8割とか

7割予算を投入して、早くやるぞと。それならなんとなく強い意思を感じるのだけれども、危機管理の視点からいってこの予算についてどのように認識してるのかお聞かせいただけたらと思います。

楠本南海地震防災課長

まず地籍調査に関しましては、農林水産部所管でございまして、農林水産部が危機管理の観点から予算化したものでございます。市町村が着手しやすくなるような措置も要るのではないかという話も出ておりますし、今後いかに早く推進するかということで、助成措置や人的な問題などを含めて、県の中で話を進めていきたい。

とにかくそういった方法で今の課題等を洗い出しまして、それとやはり南海地震が切迫しておりますので、そういったことも念頭に入れながら強力に進めていく手法というものもその中で検討していきたいと考えております。

長尾委員

この予算はそういう危機管理部や県土整備部がかかわらない、前の農林水産部が組んだ予算であって、その予算を今度、危機管理部や県土整備部がかかわってどうするかという中で、私はもっと、特に危機管理部は切迫した思いを持っておられるわけですから、あなた方がかまないで組んだ予算を今度組むようになった場合には、しっかりと意見を言うていくことがぜひとも大事でないかと思えます。

全国平均が50の中で、四国では高知県と徳島県がおくれており、四国の中では徳島県が最下位となっている。今度の3.11でも宮城県で地籍調査が行われている地域については復旧道路も2カ月でできる、しかしできてないところは1年もかかるというようなことを思うと、危機管理上本当にどの市町村が、今度の危機管理部が出した数値の上からも、急ぐところなのかというのが当然見えてくると思えます。もちろんその市町村も当初の取り組みからすると当然山間部でも雇用が得られるということで、従来よりは力を入れてこの地籍調査をやろうということで積極的な地籍調査もあれば、実際の危機管理業務というには大変困難で、市町村の職員が腰を引くと、特に過去に災害問題でやられたところはトラウマがあって後ろに引くということがある中で、今回そういう専門家としての土地家屋調査士会や、民間の測量コンサルタントの力を得て早くするというのが、お隣の香川県や愛媛県の事例を見てもわかるわけです。ぜひ危機管理部として、そのあたり何がつまってるのかよく県土整備部や農林水産部と連携をとって当然市町村の声も聞いていただいて、一日でも早く地籍調査が松茂町や北島町のように完了するよう努力していただきたいと思えます。

まだ各市町村においては数値目標は出ていないし、いったいいつまでにやるかというようなこともない、もちろん県としても目標というのを立てていない中で、私はやはり県としても目標を立てなくてはいけないと思えます。もちろんこの地籍調査の%などというのは山だとか広い農地ができればすぐあがるのかもしれないけれど、そういう表面上の%ではなくて、本当に今回の水深2メートルであるとか、そういう断層などの本当に急ぐとこ

ろが果たしてどれだけ完了したのかということが非常に大事なことだと思います。私はそこにやはり危機管理部なら危機管理部としての、独自の意見というか目標というのか、そういうのも示していくべきではないのかと思うのですが、この点どうでしょう。

楠本南海地震防災課長

2月28日のそういった関係部局の中でも、やはり水深エリアを定めてモデル的でも特に進めていこうかと。ただ、やはり被災するのは都市部等に多いのでなかなか困難を伴う。農林であれば農地などを中心に進めてきているのですが、やはり災害予防からの観点からいけば、そういった被害を受けるところを進めていかなければ、困難も多いというようなことがあります。やはり目標を定めてきっちりと進めていくことが重要であると考えております。

長尾委員

今御答弁あったように、農林だけにまかしたら本当に都市部や市街地なんかやらない、いわゆる農地林地だけしかやらない。しかし一番困難なのは市街地をやっぱりその境界の確定なんか大変難しいなら後回しにする。極端なことをいえば3.11がなければ永遠にゼロのところもあったかもしれないし、2%でとまっているところもあったかもしれない。しかし3.11があって初めてこれが大事だということがわかってやらなくては行けないと、県もある意味強化期間ということで平成25年、平成26年と取り組んだけれども、果たしてこの2年間だけで終わるのかと、2年間だけでどこまでやるのだろう。今回災害のあった宮城県や岩手県などでは90%もいっている、それでも大変だった。本県の場合は30%でかつ海部郡は2%。美波町はゼロ。今度とりかかるとい話ですが。そういったところがどういうスピードでやっていくかということは、非常に大事なことだと思うのですが、しかしその市町村も金の問題や人の問題や課題はたくさんある、その中でどうやってこれを危機管理部が指導して進めていくかということは非常に大事なことですよね。だから本当に平成25年、平成26年だけでいいのか、また予算の割合配分というのですか、それは単純に市町村だけが上がってきたのをまとめましたよと農林水産部では。上がってこないところはどうするんだ、そういうところに対してどう働きかけるのか、例えばそれが南部なら南部総合県民局はどういうふうに考えているのかお聞きしたいのだけれども、要は南部総合県民局が市町村の災害復興計画もつくるわけだから、もっと真剣に市町村と計画を立てられるようにどうやって臨んでいくかということは、私は非常に大事ではないかと思うのですが、そういう意味で、単に市町村から上がってきただけをまとめたなんていうのは、そういう予算組みではなくて出てこないところをどうするか、出てきたけれどもこの金額が妥当なのかそういったことを、もっと真剣に危機管理部などの意識で、詰めてあげてもらいたいと思います。

従来と同じようなシステムだと全く進まない。今回、ある意味、危機管理の責任者の政策監がついたことは大変評価できるわけですが、その緊急度それから予算の問題にぜひとも取り組んでいただきたい。県土整備委員会でも申し上げたのですが国の補助率が

2分の1ということもこれも従来のスピードというか従来の補助率であって、ここもやはり南海トラフに関する法律などが今取りざたされている中で、内閣が出した水深、浸水予想に県が手を加えて出したところには例えば3分の2とか4分の3とか特別に補助率を上げるよう国に対して、特に危機管理部なんかが、声を出していてもいいことだと思うんですが、これについてはどうですか。

楠本南海地震防災課長

地籍調査につきましてはそういった観点から、農林水産部も国に対しても提言をしておりますし、今委員がおっしゃられたように特に南海トラフで甚大な被害を受けるような地域、これも東日本大震災を見てわかりますように速やかな復興のためにはきちっとした地籍調査が必要であるということから、そういった補助率でありますとか、特定エリアそれからまた特徴とかいろいろ国でも検討されておりますが、そういった点も共通の課題として、そういった提言も含めて検討していきたいと考えております。

長尾委員

昨日の県土整備委員会でも用地対策課長から、今のような御答弁があったわけですが、ぜひこれ急ぐことでありますので、私どもも微力ではありますが応援できる場所はしっかりとさせてもらいたいと思います。ぜひそのあたり、当該市町村民間の力を借りて、部を超えた早急な取り組みを重ねて要請しておきたいと思います。

それから今回震災のゼロ作戦条例というのができたわけですが、これは失われる人の命をゼロということだと思うんですが、震災では人の命だけではなく、人と同じ生活をしている犬猫というペットについて、初期段階ではなかなかこういう問題は出ないけれども後の段階で出てくる。今回災害のあったところでは当然人命というのは大変大きな問題ですが、加えてそういうペット等も死んだのもあれば、逆に生き残ったのもある。その場合に双方がお互い探す、しかしなかなかわからない。そのときに犬の体の中に、チップを埋め込んでいけば明確に飼い主が誰かというのがわかって、それをもって探し出せるということが今回ありました。そういう中で、ここには犬猫を担当している所管があるので報告するのですが、まず本県でそういうチップが埋め込まれている犬猫の数はどのぐらいありますか。

東城動物愛護管理センター所長

今委員から御質問がありました、震災時に行方不明になったり飼い主とはぐれてしまった犬猫につきまして、マイクロチップというのが一番確実な確認の方法となっております。今県内では譲渡動物に140頭、イベント等の無料装着で35頭、それ以外に獣医師会等では犬で1,323頭、猫で242頭、それからそれ以外で13頭の1,578頭にマイクロチップを装着しております。

長尾委員

今の犬猫とそれ以外で1,578頭にマイクロチップが埋め込まれているとこういうお話です。県下でどの程度把握しているかわからないですが、犬は何匹いるのでしょうか。そのうちの1,323頭、何頭のうちの何%ですか。それから猫が何匹いてそのうちの242頭というのは猫が何%なのか、これを知りたい。

東城動物愛護管理センター所長

犬につきましては、狂犬病予防法という法律で決められたものがございます。これで県下全体では4万頭ちょっとの数が登録されておりますが、猫については今のところ登録等の制度がございませんので、猫の飼養頭数というのは把握はできておりません。今のマイクロチップ、犬は1,323頭でございますので、4万頭のうちの1,323頭で相当低い確率だと思っておりますが、震災のとき飼い主とはぐれた犬猫の確認も含めまして、この推進については獣医師会とともに進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

犬が約4万頭、そのうち1,323頭だからちょっとついたという感じだけれども、猫はわからない中で242匹にマイクロチップが入っている。それでマイクロチップは値段的にはいくらするのですか。全部飼い主の自己負担で、幾らなのか教えていただけますか。

東城動物愛護管理センター所長

マイクロチップの価格につきましては、今、応1,000円で動物病院で入れるようになっております。

長尾委員

あの狂犬病の予防注射っていうのはいくらなのですか。

東城動物愛護管理センター所長

予防注射につきましては、小さなプレートの交付経費も含めまして3,000円です。

長尾委員

マイクロチップが1,000円、狂犬病の予防注射が3,000円。狂犬病の予防注射というのは毎年やっているのですが、本県で狂犬病が発生したというのはいつなのですか。

東城動物愛護管理センター所長

徳島県内で発生したというのは昭和20年以前だと思うのですが、日本で最終の確認ができたのが昭和32年であったと思います。

長尾委員

昭和32年以降は日本国では狂犬病は起きていないわけですね。ましてや本県でもって、

起きてないというのは、多分日本の防疫がかなりきちっとやれているからだと思います。そのあたりは国の法律でやっているのですが、果たして本当に必要なのか。正直、平成3年に議員になってから思っているのですが。私も犬を飼ったからわかるのですが、本当に日本国において狂犬病なんてないのに何のために狂犬病の注射をやってるんだと。ちなみに今3,000円ですか。犬だけでみたら4万頭っていう登録数、これはものすごい金額ですよ。

ところが肝心の3.11以降に不明の、犬とか例えばよく新聞なんかでも犬や猫が不明とか出るけれども本当にこうやってやっておけば一番すぐに探せる効果がある。そういう意味からすると、狂犬病の予防注射をやめてこちらに全部シフトしてやれば、かなりマイクロチップの普及が進むようにも思うのですが、ではもう狂犬病の注射を全部やめますというのは法律があってできない。それはそういうことは求めないけれど、少なくともこの3.11後、この犬や猫にそのマイクロチップをセンターとして登録して埋める、これについて、3.11前と3.11後と当センターとしての県に対する予算の取り組みというのか予算の推移を教えてくださいませんか。

篠原県民くらし安全衛生課長

先ほど、狂犬病予防の関係で委員から御質問がございました。狂犬病につきましては、海外では毎年発生しておりまして新聞にも出ております。日本におきましては、平成18年にアジアから犬にかまれたと帰ってきた方が、亡くなられたという事例もございます。また船でロシアやいろいろなところから木材等を運んでくる際、その船員たちが犬も連れて来ますので、海外で非常に流行している狂犬病に対して予防注射の実施は非常に有効であるということで、県でも狂犬病予防注射の実施については推進しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

それともう一点、マイクロチップにつきましては先ほど1,000円と言いましたが、定価3,000円ぐらいでございまして、それに登録料が1,000円か2,000円が加算されて、動物病院ではそれにまだ技術料が入ってきて、多分5,000円ぐらいになると思いますので、その訂正をお願いします。それと本県の取り組みでございすけれども、平成22年に環境省のモデル事業としましてマイクロチップを約200程度配布いただきまして、それと同時にマイクロチップの読み取り機を全国に先駆けてモデル事業として手を挙げまして、愛護センターに搬入される犬猫についてチェックをかけられるようにしてございます。また、各動物病院や保健所につきましても、読み取り機を配布しまして、迷子や死亡した犬猫についてチェックを行っています。それで毎年動物愛護センターでは譲渡動物にマイクロチップを埋め込みまして譲渡をさせていただいている状況でございす。なお、3.11から毎年どれだけ推移したかということにつきましてですけれども、モデル事業が始まって以来、毎年同数ぐらいのことでやってございますので御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

長尾委員

私は町内会長をしていて時期がくると狂犬病のスケジュールが来ます。加茂地区では何

月何日何時から加茂のコミセンでやりますとか、そういう地域の一覧表が来るのですが、そこには従来どおり10年、20年変わらぬワンパターンの案内は来るけれども、3.11後にその狂犬病の案内のときに、例えばそこに今言ったような効果のマイクロチップのことについての記述というのを私は見たことがない。力を入れているというけれども、これで本当に3.11後それが教訓になってるのかと、なっているとは思えない。神山のセンターに預かった犬猫についてはしているわけだけれど、これをもっと幅広く全県下の飼い主の方にも。これにはお金が要るわけだけれども1,000円ではなくて5,000円という、急に変わって高いなと思うけれど。しかしそれでも本当に自分の犬や猫を家族と同様に思っている人もたくさんいるわけで。しかしながらそういう制度があるということを知らない人はたくさんいると思う。

少なくともそれは飼い主の判断ですから、そういったことも、私はやはり周知をしていくのが本当の動物愛護につながっていくのではないかと思います。やはり県独自なのか市町村はどうするのか、保健所だから県がやれる話だと思うんだけど。そういう周知も私はするべきだと思いますが、どうでしょう。

東城動物愛護管理センター所長

今委員のほうから御質問がありました。先ほど金額につきましては勘違いしておりました訂正を申しあげましたけれど、確かにマイクロチップは法律で定められたものでないので強制的に全部につけるといのはなかなか難しいところはあるのですが、3.11の震災も起こりましたので、それも踏まえて必ず迷子札やマイクロチップをつけるようにあらゆる機会をつくりまして推進してまいりたいと考えております。

長尾委員

犬や猫はあちこち動くわけですから、もし何かあった場合にもちゃんとわかるんだというように飼育主だけでなく一般県民にも、こういうマイクロチップというのがあると、周知していくことも大事でないかと思いますので、民間でそういう対策に取り組んでいる団体もあると思いますし、そういった人たちと連携をとるなどして、条例でゼロ作戦、犬猫もゼロ作戦ということで取り組んでいただきたいと思います。御要望して終わります。

笠井委員長

ほかに。

岸本委員

早く終わるようにします。

それではきょう配られました資料の8ページ、繰越明許費の中からお尋ねをいたします。9月の議会のときに各市町村が25年度の予算編成をするために被害想定を年内にまとめたかどうかという質問をこの委員会ですべていただいたのですが、津波浸水予測図を先につくりたいということで10月末にでき上がったと。それで先ほどの被害想定については、年

内は厳しいけれども年度内の早い時期につくるようにしたいという答弁をいただいたように思っております。先ほどの説明を聞いておりましたら、この防災対策指導費が翌年度に繰り越し予定になったということで簡単に説明がありましたけど、そのあたりのことをもう一度説明していただけますか。

楠本南海地震防災課長

まず対策の基礎となります被害想定につきまして、年度内に策定できるように進めているところでございます。ただし、国におきまして、まず秋ごろそういった被害想定全般が出されるということがありまして、次に2月ということであったのですが、現在は3月をめぐるといような状況になっております。国におきましても3月のいつに出るかというのがまだ明確にされておりませんが、国のスケジュールでは一応3月ということでした。私どものほうは国の想定に基づきまして具体的なシュミレーションを行う関数、ライフライン被害でありますとか停電世帯数、避難世帯数それから医療の被害率でありますとかそういった必要な数字に基づくデータというのが現時点ではまだ示されておりませんので、そのあとやはり県のほうでもまた検証を行いまして、市町村ともそういったことも行って具体的な被害想定を出したいのですが、基礎データでありますとか、そういったものは現在も鋭意に進めているところでございますが、この年度内に被害想定をお示しすることは現時点では困難ということで判断いたしましたので、繰り越しをお願いしているところであります。

岸本委員

はい。私が勘違いしているのかもしれませんが、8月だったか、国のほうから例えば徳島県は深夜に起これば家屋が何戸倒壊というようなことで段階別に被害想定が出されたように思っているのですが、それがまた新たに出るということですか。

楠本南海地震防災課長

国におきましては8月29日に浸水予測図と同時に第1次ということで人的被害につきまして、津波による被害死者数それから家屋倒壊による死者数というのは示されました。その後、速やかにライフライン被害なども含めて、津波火災やそういうのが反映されていないので、それを出すということ、いろいろな被害想定に関する関数やデータを順次、示されるということでお聞きしておりまして、県においてもその準備をしておりました。県としましては、最終的な被害想定を国のデータがそろい次第、一気に仕上げるという工程で進めておりましたので、途中段階のものを出すというのはまた混乱と申しますか、混乱は言い過ぎですが、最終的な被害想定をお示ししたいということで進めているところでございます。

岸本委員

状況はわかりました。国が遅れているということについて、そのおこなっている理由につ

いて確認していますか。

楠本南海地震防災課長

まず被害想定につきまして国におきましてもいろいろなシュミレーションを実施していると聞いております。モデルに基づきまして長周期の地震動の影響の分析も進めているとは聞いております。ただ私どものほうも新たな政権になりまして初めて出る被害想定になりますので、そういった被害想定が出る場合にどのようにアナウンスされてどのように受け取るかということも確認をしたいと考えておりますので、国においても鋭意作業を進めているところと今お聞きしているところでございます。

岸本委員

はい。国の事情がわかるというような答弁に聞こえたんですけども、なぜおこなっているのかということに対して、明確にこんな理由で遅れてるということはわかりますか。

楠本南海地震防災課長

国に対しては速やかに被害想定を行い、その後の対策の計画づくりを速やかに進めるよう提言をしているところでございます。具体的な部分はやはり被害の影響度が大きいものになりますので、その分析のデータをどうするかとかいったことで、現在最終的な作業を進めているということでした。明確にこの部分が、ということは国からまだ示されておられません。

岸本委員

はい。おくれるということなんですけれども、先ほどもお話していましたが2月に出てくると言ったのが3月に出そうだと、一月ぐらいのおくれと理解できますか。

楠本南海地震防災課長

まず国のそういった検討会の中で、やはり議論もあるようで、専門的な立場からそういった特に経済被害等、やはり極論を言えば、出すべきかどうかといったものにするかと、まだそういった作業とは別に政策判断等の検討も必要ということも正確ではないのですが、新聞報道等でも先日、朝日新聞では今春とクエスチョンつきで出ておりました。一応作業的には3月が今国からお聞きしている公式的なスケジュールでございます。

岸本委員

東日本大震災が起こる前の被害想定というのでしょうか、南海トラフ、前の震災計画ゼロ作戦のときの被害想定は公式は使えないのですか。

楠本南海地震防災課長

被害関数というのは確かに阪神・淡路、新潟中越、そういった災害が起こるたびに、そ

ういった確率やデータをもとにしますが、やはり東日本大震災クラスになると、その被害に閏数というのは大きく影響しますので、以前の分をそのまま使うことはまた手戻りになりますので、やはり国の被害閏数に合わせた形で県としても実施したいと考えております。

岸本委員

明確にいつごろをめどにつくるのか答弁をいただけますか。

楠本南海地震防災課長

国の公表がなされてからすぐに被害想定をお示しできるよう日々進めているところでございます。国のほうではっきりいつ出るということがまだ示されておきませんが、出た場合には早急に。ただ出た閏数等も分析作業が要りますので、出たすぐに同時というのはかなり困難であると考えております。

岸本委員

国が出てどのくらいかかりますか。それから国の閏数がわかってからどのくらいかかりますか。

楠本南海地震防災課長

今のところ速やかにということ。というのは国もそのあとデータを変換等して入手するというので、前の浸水予測のときは8月29日で10月に2カ月程度、全力でやったところでございますが、あと、被害というのはいろいろな複合災害になりますので、やはり個々の影響などについて市町村とも慎重に情報交換しながら進めていくので、すぐにどれくらいかかるかというのは、今お答えしにくい状況でございます。

岸本委員

はい。これ以上質問しましても押し問答になりそうですので、最後に要望だけしたいと思っております。要望と言いますか、決意をお聞きしたいなと思うのですが、危機管理部の皆さんの今のお話で、皆さんの立場もよくわかりますし、国に言っても国から回答は出ないということなのですが、危機管理部の皆さんの後ろには県民が80万人弱いるのです。その方々の人命にかかわる、被害にかかわるということであるなら、国に何を嫌われようが国にもっと出せと、いつ出るという要望をしていかないと。上から下りてこないといけないということであるなら、厳しく言いますと、どなたがやっても同じような話になりますので、皆さんには国に対してもっと強くいつまでにするのか、どんな問題で詰まっているのかということ詰めていただかないと、我々聞いていてもいつできるのか何が問題になっているのかということが伝わってきません。皆さんの気持ちを支えるのは県民の人命だと思えば、厳しいことも言えるのではないかと思いますので、ぜひとも詰めていただきたいと思います。この被害想定がないとなかなか対策に対しても的確に優先順位をつけていけないと思いますのでお願いをいたします。最後この対策について何かコメン

トございましたら。

納田危機管理部長

ただいまの岸本委員からの御意見、私どもに対する叱咤激励と受け止めました。私ども実は内閣府に参りました際にも、毎回のようにどうなってるんだと情報収集をしているのですが、楠本課長からもお話がありましたようにいろいろな面で国民に対する懸念というのでしょうか、発表した際の懸念などいろんなことを踏まえて検討を進めているということ聞いています。今後さらに今の御意見を踏まえまして、国に対して強く早く出してもらえるような形で要望をしてまいりたいと思っております。

笠井委員長

ほかにないですね。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第4号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、
議案第30号、議案第65号、議案第68号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日は本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。本委員会の審査に当たりまして、各委員さんにおかれましては、この一年間終始御熱心に御審議を賜り、また委員会を通じまして 議事運営に格段の御協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力の賜であると心から感謝申し上げます。また、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきまして深く感謝の意を表する次第でございます。先ほど岸本委員からの発言もありましたように皆さん方本当に重要な今の時流の難しい問題を切り抜けていかなければいけないという中でやっぱり県民の命をどうやって守るのか、もちろん国に早く出せというのはそれでよいと思っておりますけれども、国が出るまでもなく、こうしたらよいだろう、ああしたらよいだろうと予測して出たときには素早く発表できるように準備を進めていただけたらなと思っております。また、審査の過程におきまして表明されました委員の意見あるいは要望を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますよう強く要望したいと思っております。また、報道関係の皆様方に関しましては深く感謝を表す次第でございます。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。時節柄、まだまだ寒い日が続くと思っておりますけれども、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、県勢発展のために御活躍をいただきますよう御祈念申し上げます私からのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

納田危機管理部長

ただいま委員長から危機管理部に対する温かい激励のお言葉ありがとうございました。危機管理部を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。笠井委員長さん、三木副委員長さんを初めまして、委員の皆様方には、危機管理部の所管事項の審査を通じまして、各般にわたりまして、御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。委員の皆様から頂戴いたしました、貴重な御意見や御提言、御指導を踏まえまして、本県の防災・危機管理、くらし安全行政をより一層推進してまいりたいと考えております。今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。委員の皆様方の益々の御活躍を御祈念申し上げます、簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

笠井委員長

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(12時00分)